

特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書の見方

◎所得の種類と額を表示しています。

項目	内容
給与所得	給与収入 - 給与所得控除の額（所得金額調整控除の適用がある場合には適用後の額）
その他の所得計	給与所得以外の所得の額の合計
主たる給与以外の合算所得区分	その他の所得計に該当する所得に「*」を表示
総所得金額①	給与所得 + その他の所得計

◎課税標準額を表示しています

すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と、他の所得と分離して計算する「分離課税」の2種類があります。

$$\text{総所得③} = \text{総所得金額①} - \text{所得控除合計②}$$

山林所得から先物取引までが分離課税分

◎税額を表示しています

税額控除前所得割額④	総合課税分所得割額 + 分離課税分所得割額 * 総合課税分 = 総所得③ × 特別区民税6%、都民税4% * 分離課税分 = それぞれの分離課税所得に応じた税率を乗じた額
税額控除額⑤	調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④ - 税額控除額⑤
均等割額⑦	特別区民税3,500円、都民税1,500円

令和 年度 (年度) 給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

給与収入	39600000	主たる給与以外の合算所得区分	
給与所得	37650000		*
その他の所得計	4570965		
総所得金額①	42220965		

総所得③	40201000
山林所得	0
分離短期譲渡	0
分離長期譲渡	0
株式等の譲渡	0
上場株式等の配当等	0
先物取引	0

総合課税分所得割額	2412060
税額控除額⑤	245375
所得割額⑥	2166600
均等割額⑦	3500
総合課税分所得割額	1608040
税額控除額⑤	165107
所得割額⑥	1442900
均等割額⑦	1500
特別徴収税額⑧	3614500
控除不足額⑨	0
既充当額⑩	0
既納付額⑪	0
特別徴収額⑫	3614500
変更前税額⑬	0
増減額(⑫-⑬)	0
変更月	

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を次のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条第4項第1号の4(第21条の4)の規定に基づき通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日から起算して3か月以内(中野区には対して2か月)請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、徴収の事務請求に係る徴収の記録を受けた日の翌日から起算して5か月以内(中野区を請求とする(即ち)長年徴収の記録をとりまく)提出することができます。

なお、徴収の取消しの請求は、徴収の事務請求に対する徴収を控除できない限り行われなければならないこととされていますが、請求がなかった日から8か月を経過しても請求がないときは、徴収の取消しは下駄の総行により仕する軍しい取り消しを認めるための請求の必要があるとする。⑩その徴収を控除しないことに関する正当な理由があるときは、徴収を控除しても徴収の取消しを認めさせていただきます。

令和 年 月 日

公印

雑損	0	障害・ひ・動	260000
医療費	627178	配偶者	
社会保険料	1072320	配偶者特別	
小規模企業共済	0	扶養	
生命保険料	35000	基礎	
地震保険料	25000	所得控除合計②	2019498

扶養親族該当区分	本人該当区分
控配	未成年者
老配	特障
特定	他障
同老	寡婦
老人	ひとり親
16歳未満	勤労学生
その他	繰越損失
同障	同居特別障害者の人数を表示
特障	特別障害者の人数を表示
他障	普通障害者の人数を表示

「ふるさと納税」などの寄附金税額控除額や住宅ローン控除額がある場合、適用欄に表示されます。

寄附金税額控除額 区民税 227,091円 都民税 151,394円

納	6月分	301300	9月分	301200	12月分	301200	3月分	301200
付	7月分	301200	10月分	301200	1月分	301200	4月分	301200
前	8月分	301200	11月分	301200	2月分	301200	5月分	301200

問い合わせ先 中野区 税務課 課税係 TEL:03-3228-8913

◎所得控除の額を表示しています。

項目	内容
雑損	雑損控除の額
医療費	医療費控除の額
社会保険料	社会保険料の額
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除の額
生命保険料	生命保険料控除の額(限度額7万円)
地震保険料	地震保険料控除の額(限度額2万5千円)
障害・寡・ひ・動	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除の額の合計※
配偶者	配偶者控除の額(控配33万円、老配38万円)
配偶者特別	配偶者特別控除の額(限度額33万円)
扶養	扶養控除の額(一般33万円、老人38万円、特定・同老45万円)
基礎	基礎控除の額(合計所得金額が2,400万円以下の方:43万円 2,400万円超2,450万円以下の方:29万円 2,450万円超2,500万円以下の方:15万円 2,500万円超の方:適用はありません。)

※同障53万円、特障・ひとり親30万円、他障・寡婦・勤労学生26万円

◎人的控除の内訳等を表示しています。

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合「*」を表示	未成年者	未成年者の場合「*」を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合「*」を表示	特障	特別障害者の場合「*」を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障害者の場合「*」を表示
同老	同居老親等の人数を表示	寡婦	寡婦の場合「*」を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	ひとり親	ひとり親の場合「*」を表示
16歳未満	16歳未満扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合「*」を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示	繰越損失	繰越損失がある場合「*」を表示
同障	同居特別障害者の人数を表示		
特障	特別障害者の人数を表示		
他障	普通障害者の人数を表示		

◎毎月の給与から差し引かれる税額を表示しています。特別徴収税額⑧を月割り計算したものです。